三木市男女共同参画プラン(第3次)

ー男女共同参画社会の実現をめざしてー

概 要 版

平成30(2018)年３月

三 木 市

三木市男女共同参画プラン（第3次）の策定にあたって

本市においては、平成16（2004）年度に「三木市男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、その後平成23（2011）年度に改定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策の推進を行っています。

この度、プランの計画年度が終了することから、これまでの取組と現状を検証するため、平成28（2016）年に実施した「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をもとに、国内外の動向や社会情勢の変動を踏まえ、国及び兵庫県の施策等との整合を図りつつ、市が策定した他の計画との整合性も図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するために「三木市男女共同参画プラン（第3次）」を策定しました。

計 画 の 期 間

2018年度から2024年度までの7年間とします。

プ ラ ン の 位 置 づ け

このプランは「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」として策定し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する「市町村推進計画」を兼ねるものです。

基 本 理 念

『男女共同参画社会の実現をめざします』

男女共同参画社会とは、性別を問わず、すべての人の平等と自立を完全に保障する社会のことをいいます。

「三木市男女共同参画プラン」では、家庭や地域、学校、職場などにおいて、男女が共にそれぞれの個性や能力を十分に発揮しながらいきいきと活躍し、互いに支え合い、安心して生活ができるように、市民と行政、関係機関・団体の方々が協働して男女共同参画社会の実現をめざします。

基 本 的 な 考 え 方

①男女共同参画による社会づくり

男女共同参画社会は女性のみならず、男性にとっても生活しやすい社会であるということについての理解を深めるとともに、次代を担う子どもたちが男女共同参画について理解し、行動するよう促すことにより、家庭や地域、学校、職場における男女共同参画、男女が共に家事・育児・介護と仕事の両立を図ることができる社会づくりに取り組み、考え、行動し、責任を分かち合っていくための施策を積極的に推進します。

②男女が互いに尊重し合う社会づくり

男女が個人として等しく尊重され、自信と生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

市民一人一人が、暴力は重大な人権侵害であることを理解し、配偶者やパートナーからの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要であり、男女の人権が確立された社会をめざします。

③あらゆる分野へ「参加」も「参画」もできる環境づくり

このプランでいう参画とは、自らが「方針や意思決定の過程にかかわること」です。男女が対等にあらゆる分野で「参画」することこそ、真の男女共同参画社会といえます。

このプランでは、性別にかかわらず誰もが出番と居場所のある地域社会を形成し、職場においても男女が互いに持てる力を十分に発揮し、働くことを希望する女性の意思が尊重されるために、社会的条件の整備や環境づくりを推進します。

基本目標Ⅰ　すべての女性の活躍

男女共同参画社会をめざす意識を醸成するための学習・啓発を進めるとともに、政策や計画を決定する場への女性の参画を促進します。また、職場において女性が自分の能力を発揮し活躍できるための支援や女性の起業に対する支援等女性の参画を拡大します。

基本課題　①あらゆる分野の男女共同参画

◆固定的性別役割分担意識が女性の活躍に影響を及ぼさないよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識を醸成します。

◆女性のエンパワーメントのための取組を推進し、政策や計画などの意思決定の場への女性の参画を促進します。

◆男女共同参画に取り組む団体・グループづくりを支援するとともに、働く女性の交流機会をつくります。

基本課題　②女性の能力発揮の促進と環境整備

◆「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等の趣旨及び内容を啓発します。

◆女性の就業や起業・経営に対する支援を行います。

基本課題　③農業や商工業等自営業における女性の参画拡大

◆男女が共に働きやすい環境を確立するために、労働条件の整備について啓発します。

◆女性が自らの意思によって経営に参画する機会を確保できるよう、啓発します。

基本目標Ⅱ　仕事と生活の両立支援

女性の社会参画を促進するためには、家事・育児・介護などの家庭生活を男女が共に担う意識の醸成が不可欠です。働き方の見直しや、男性の家庭生活の参画についての啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

基本課題　④働き方の見直しと男性の家庭・地域活動への参画促進

◆職業生活と家庭・地域活動が両立できるよう、長時間労働の解消に向けた啓発を行います。

◆男女が共に働きやすい社会を形成するために、男性の家庭・地域活動への参画を促進します。

基本課題　⑤ワーク・ライフ・バランスの理解と推進

◆子育てや介護をしながら働き続けられるよう、育児・介護休業制度の活用について啓発します。

◆仕事と生活の両立を支援するため、フレックスタイム制度や在宅勤務等の多様な働き方について啓発します。

基本目標Ⅲ　互いに支え合う家庭と地域

誰もが住み慣れた環境でいきいきとした生活が送れるよう、子育て中の家庭や高齢者を地域ぐるみで支え、協力し合う体制づくりを推進します。また、地域で協力し合って防災に取り組む体制を強化し、有事の際に備えます。

基本課題　⑥地域ぐるみの家庭支援体制の充実

◆核家族や高齢世帯、単身世帯の増加や女性の社会参画を踏まえ、地域で子育てや介護を支える体制を構築します。

◆地域で安心して子育てができるよう、相談体制や保育サービスなど、子育てに対する支援を充実します。

◆高齢者が住み慣れた地域で生活でき、かつ男性も女性も介護に関わりながら働き続けられるよう、介護サービスを充実します。

基本課題　⑦地域における男女共同参画の推進

◆地域において、男性と同様に女性も活躍できる意識を高めるため、地域における学習と啓発を行います。

◆地域活動への男女の参画を一層促進するための啓発を行います。

◆被災時においても、安心して生活ができる避難所の運営や性暴力被害を防止できるよう、男女共同参画の視点に立った防災体制を推進します。

基本目標Ⅳ　男女が共に安心して生活できる環境の整備

安心して生活ができるために、生涯にわたって保健サービスを提供するとともに、あらゆる暴力やハラスメントの防止や根絶をめざします。また、障害があることや高齢であることなどによる日常的な不便に加え、女性であることでさらに困難を強いられるなど、複合的に困難な状況にある方が安心して暮らせるような取組や性的少数者の存在にも配慮し、誰もが暮らしやすい制度を整備します。

基本課題　⑧生涯にわたる男女の健康対策

◆安心して妊娠･出産ができるよう、母子の一貫した健康支援を進めるとともに、妊産婦同士が気軽に交流できる場を提供し、相談を充実します。

◆男性も女性も生涯にわたって健康でいきいきと活動できるよう、性別や年齢により発症しやすい疾病についての知識を普及するとともに、ライフステージに応じた保健サービスを提供します。

◆性感染症や受動喫煙、喫煙や薬物等についての健康被害について啓発します。

基本課題　⑨男女を問わずあらゆる暴力の防止と根絶

◆配偶者等からの暴力に関して正しい理解を得られるように啓発します。

◆女性に対する暴力について、相談･支援体制を充実するとともに、関係機関と連携し、被害女性の保護や自立を支援します。

◆DVのある家庭の子ども及び家族への支援体制を整え、暴力の連鎖を防ぐ取組を行います。

◆あらゆる虐待は人権侵害に当たるとの認識のもと、児童・高齢者・障がい者等への虐待の防止と救済に取り組みます。

◆セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、人権侵害であるとの認識をもって、防止のための啓発や教育に取り組みます。

基本課題　⑩多様な人々が安心して生活できる環境の整備

◆障害の有無にかかわらず、お互いの個性を尊重しながら安心して生活ができる社会を実現するための施策を推進します。

◆外国人が安心して生活ができるよう、環境を整備するとともに、異なる文化を尊重する多文化の理解を促す教育や啓発に取り組みます。

◆ひとり親家庭等、生活支援を必要とする家庭に対して、就労に必要な知識、技能の習得を支援します。

◆性の多様性を認識しお互いに尊重し合えるよう、性的少数者についての理解を深めるための教育や啓発に取り組みます。

基本目標Ⅴ　次世代への継承

次世代を担う若者が社会の一員として自立し活躍できるよう、就労環境の整備や出会いの場づくり、正しい交際のあり方等について啓発・教育するとともに、人権尊重や男女共同参画への理解を深め、性別にとらわれることなく主体的に進路を選択する能力が身に付くよう取り組みます。

基本課題　⑪若者の就労と出会いの支援

◆若者が社会人、職業人として自立した生活が送れるよう、就業を支援します。

◆若者の出会いと交流の場を提供するとともに、交際相手からの暴力を認めない正しい交際のあり方についての教育や啓発に取り組みます。

◆不登校や集団参加への不適応などに対する、相談・支援を充実します。

基本課題　⑫男女共同参画の視点に立った教育の推進

◆次代を担う世代が、幼少期から人権の尊重や男女共同参画についての理解を深め、将来を見通した自己形成ができる教育を推進します。

◆児童生徒が、性に関する正しい知識を身につけ、望ましい行動がとれるよう、学校における性に関する教育を充実します。

◆性暴力被害を防止するため、使い方を誤れば犯罪に巻き込まれる危険性のある携帯電話やスマートフォンの使い方についての教育や啓発に取り組みます。

◆メディアから児童生徒が固定的性別役割分担意識や暴力、性の商品化などを受け入れることのないよう、メディア・リテラシーを高めるための教育を充実します。

◆児童生徒一人一人の個性を重視し、性別にとらわれず、能力と適性を生かした進路が選択できるよう、指導します。

男女共同参画社会の実現をめざして

〈平成28(2016)年度「三木市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より〉

夫は外で働き妻は家庭を守るべきである

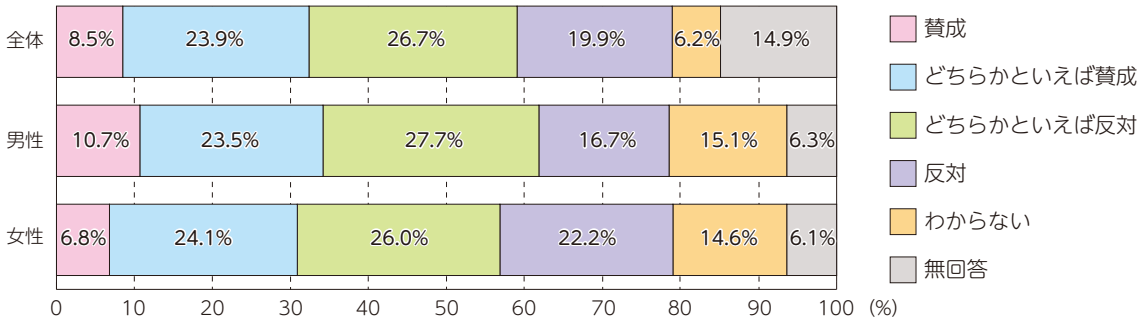

肯定(賛成+どちらかといえば賛成)が32.4%であるのに対して、否定(反対+どちらかといえば反対)が46.6%となっています。

男女別では、肯定は男性が34.2%と女性の30.9%よりやや高く、否定は女性が48.2%と男性の44.4%よりやや高い結果となりました。

少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たずに家にいるのが望ましい

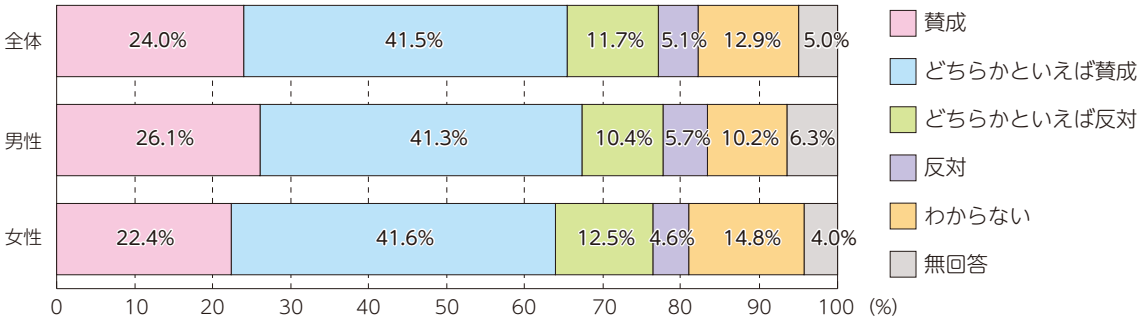

肯定(賛成+どちらかといえば賛成)が65.5%であるのに対して、否定(反対+どちらかといえば反対)が16.8%となっています。

男女別では、肯定は男性が67.4%と女性の64%よりやや高く、否定は女性が17.1%と男性の16.1%よりやや高い結果となりました。

社会での男女平等感について

平等である

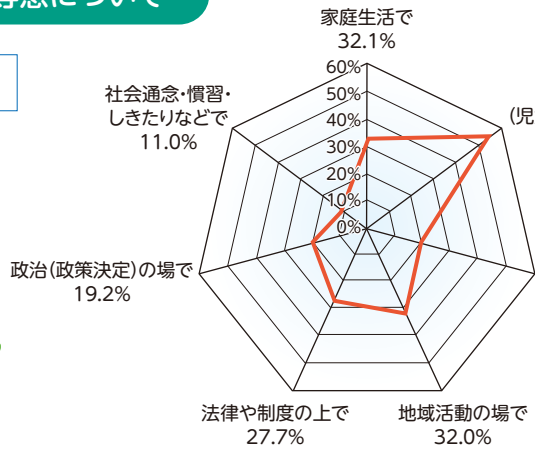

「学校教育の場で」は半数以上の人が平等であると答えていますが、「職場で」「政治(政策決定)の場で」はおよそ2割、「社会通念・慣習・しきたりなどで」では、およそ1割と低くなっています。

男女共同参画プランの施策別体系図

基本目標	基本課題	施策の方向
Ⅰ すべての女性の活躍	❶あらゆる分野の男女共同参画	1. 男女共同参画をめざす意識づくり 2. 女性の参画拡大 3. 女性のネットワークづくり
	❷女性の能力発揮の促進と環境整備	4. 女性の就業に対する支援 5. 女性の起業・経営に対する支援
	❸農業や商工業等自営業における女性の参画拡大	6. 女性の活躍支援 7. 女性の就業環境の整備
Ⅱ 仕事と生活の両立支援	❹働き方の見直しと男性の家庭・地域活動への参画促進	8. 働き方の見直し 9. 男性の家庭、地域活動への参画促進
	❺ワーク・ライフ・バランスの理解と推進	10. 仕事と生活を両立できる職場環境づくり
Ⅲ 互いに支え合う家庭と地域	❻地域ぐるみの家庭支援体制の充実	11. 地域で子育てや介護を支える体制づくり 12. 子育てと介護への支援の充実
	❼地域における男女共同参画の推進	13. 地域における学習と啓発 14. 地域活動の活性化 15. 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進
Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備	❽生涯にわたる男女の健康対策	16. 妊娠・出産期等における母子保健の支援 17. 男女が共に健康に活躍し続けられるための支援 18. 健康被害への対策の推進
	❾男女を問わずあらゆる暴力の防止と根絶	19. DV対策等の推進 20. 児童・高齢者・障がい者等への虐待防止対策の推進 21. 各種ハラスメント防止対策の推進
	❿多様な人々が安心して生活できる環境の整備	22. 支援を必要とする人々が安心して生活できる環境の整備
Ⅴ 次世代への継承	⓫若者の就労と出会いの支援	23. 就労と自立支援 24. 出会い、交流と仲間づくりの支援 25. 不登校等への支援
	⓬男女共同参画の視点に立った教育の推進	26. 男女共同参画をめざす教育・学習の推進 27. 多様な選択を可能にする進路指導の推進

三木市男女共同参画プラン（第3次）
平成30年（2018年）3月
発行　三木市
編集　市民ふれあい部人権推進課（男女共同参画センター）
〒673-0433　三木市福井1933番地の2
TEL/FAX (0794)89-2331
E-mail　jinken@city.miki.lg.jp